

令和元年 12 月 12 日策定

下田市オープンデータの推進に関する運用方針

本方針は、国が策定した「電子行政オープンデータ戦略」、「世界最先端 I T 国家創造宣言」を踏まえ、本市がオープンデータを推進する際の基本的な考え方及び具体的な取組の方向性を示すものである。

1 オープンデータ推進の目的

(1) 行政の透明性及び信頼性の向上

本市が保有するデータをオープンデータとして公開することにより、市民等が関心のあるデータを容易に入手できるようになり、行政の透明性及び信頼性を高めることができる。

(2) 市民等のまちづくり参画の促進

自由な発想で公共データを利用することができるようになることで、市民等の市政への関心が高まり、「まちづくり」を積極的に考える機会を増やすことができる。

(3) データの共有及び官民協働による地域課題の解決

市民や企業、民間団体等とデータを共有することにより、官民協働で地域の課題解決に当たることができる。

(4) 地域経済の活性化

データを二次利用しやすい機械判読可能な形で提供することにより、編集、加工、分析等の各段階を通じ、様々な新ビジネスの創出や企業活動の効率化等が期待され、地域経済の活性化を図ることができる。

2 オープンデータの対象となる分野と範囲

(1) 重点分野

以下に挙げる分野については、積極的にオープンデータ化を検討する。

ア 国が重点分野としている統計情報、防災・減災情報、地理空間情報、人の移動に関する情報、予算・決算・調達情報

イ 市民等からの情報公開請求や問い合わせが多い情報

(2) 公開対象範囲

原則として、市が保有する公開することを目的とする公共データは、積極的に公開する。ただし、以下のデータは除く。

ア 個人情報・機密情報が含まれているデータ

イ 第三者の権利が含まれているデータ

ウ 個別法の規定により二次利用が制限されているデータ

3 オープンデータ推進のための基本原則

(1) 機械判読に適したデータ形式での公開

特定のアプリケーションに依存しないデータ形式（CSV等）で公開する。ただし、エクセルファイル等機械判読が難しいデータ形式であっても公開可能である場合は公開し、順次、機械判読が容易なデータ形式に変換する。

(2) 二次利用が可能な利用ルール

市が保有する情報をオープンデータとして公開する場合、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス※1の表示により二次利用の際のルールを示すものとする。なお、データに付与するライセンスは原則として自由度の高い「CC BY※2」を選択するものとし、CC BY以外のライセンスを適用する場合はその理由を明示する。

(3) 個人・法人・団体等から取得した情報の取扱い

取得した情報のオープンデータ化が当該情報提供者又は第三者の利害に影響を及ぼすおそれがあると認められる場合には、その可否並びに範囲及び利用条件などの特定に当たり、必要に応じて当該情報提供者等の意見を聴くものとする。

(4) データの二次利用による損害の免責

公開したデータの二次利用により第三者が損害を被った場合、本市はその責めを一切負わない旨を明示する。

4 オープンデータ化の運用方法

(1) できるものから着手

取組可能な公共データから速やかに着手して実績を蓄積し、継続的に対象の拡大に努める。

(2) 所管課によるデータ管理

データの作成・公開・更新・削除はデータの所管課が行うこととし、変更や修正があった場合は可能な限り速やかに更新を行う。

(3) 要望への速やかな対応

市民等から公共データの新規利用や使い勝手の改善の要望等が寄せられた場合は、対象データの所管課において、本方針に基づき速やかに対応を検討し、可能な限りオープンデータ化を図る。

(4) 補足情報の提供

オープンデータの開放に当たっては、当該データの所管課名や更新日等の補足情報を可能な限り提供する。

5 オープンデータ推進のための体制

オープンデータは全庁的な体制によって推進する。

本方針やオープンデータ作成基準の作成等については、総務課が行う。

データの作成、確認、掲載、更新等については、各所管課が行い、新規にデータを公開する際は、公開前に総務課と協議する。

なお、データについて著作権の権利関係及び非公開情報の有無については、各所管課で確認を行う。

6 利活用促進のための取り組み

市民や企業等から、まだオープンデータ化されていない情報についてオープンデータ化を求められたときには、当該データを所管する課において、当該データの保有の有無及び提供可能かを判断し、対応を決定する。

提供の可否について判断が困難なデータについては、総務課と協議し、対応を決定する。

7 本方針の改訂

本方針の内容は、今後の国における検討及び技術の進展などを踏まえ、随時改訂していくものとする。

※1 国際的非営利組織であるクリエイティブ・コモンズが提供する、著作物の配布を許可するためのライセンスの一つ。作品を公開する作者が「この条件を守れば私の作品を自由に使って構いません。」という意思表示をするためのツール。

※2 原作者の氏名、作品タイトルなどを表示することを主な条件とし、改変はもちろん、営利目的での二次利用も許可される最も自由度の高いクリエイティブ・コモンズ・ライセンス。